

長寿医療制度の保険料の支払いに係る社会保険料控除の適用について

【社会保険料控除の基本的な取扱い】

- 納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合に受けられる所得控除であり、控除できる金額は、その年に実際に支払った金額又は給与や公的年金から差し引かれた金額の全額。

【長寿医療制度の保険料の取扱い】

- 保険料を被保険者が年金から支払った場合には、その被保険者に対して適用される。
- 保険料を被保険者以外の世帯主等が口座振替により支払った場合には、その世帯主等に対して適用される。

